

(出典)新潟県福祉保健部「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」平成20年1月
 図 6.2.6 こころのケアホットライン対応件数の中越地震と中越沖地震の比較

②こころのケアチームの派遣

要請のあった4市町村(柏崎市、刈羽村、長岡市、出雲崎町)に、県精神科病院協会、新潟大学精神科、さいがた病院、精神医療センター、県立小出病院等の団体・機関で編成するこころのケアチームが派遣され、ケアチームの活動拠点と障害者支援活動拠点を茨内地域活動支援センターに置き、現地保健師等から依頼のあった被災者に対し、診察・相談等の専門的対応が行われた。また、児童精神科医や児童相談所職員による子どもを対象とした班が編成され、保育所巡回相談や保育士等を対象に普及啓発が行われたほか、柏崎市からの要請により市職員に対するこころの健康相談会が実施された。

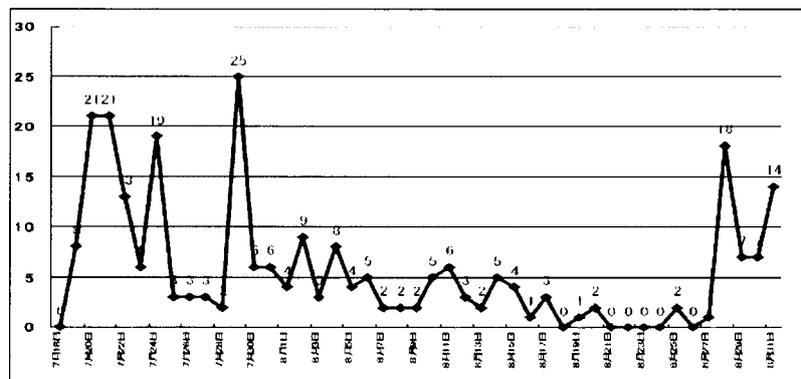
表 6.2.9 こころのケアチームの派遣状況

期間	体制	精神科医配置	備考
7.18-7.20	1班	2名	県立精神医療センター職員を中心に立ち上げ
7.21-7.23	2班	2名	看護師、精神保健福祉士等複数配置、こころのケアセンター職員配置
7.24-7.30	3班	2~3名	児童相談所職員配置(24日~)、コーディネーター2名配置(26日~)
7.31~現在	4班	1~3名	引き続き児童相談所職員を定期的に配置

(注) 中越沖地震では県内団体・機関のみで対応。中越地震時は県内外39団体・機関が活動した。
 スタッフ:精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、事務職員等
 派遣期間:平成19年7月18日から8月31日(派遣日数 のべ45日)、派遣団体数:8団体・機関

ケアチームは45日間で337人が従事し(一日平均7.5人)、のべ386人に対応した。ケアチーム対応実件数は233件で、診断名ありの者98人(42%)のうち、ストレス関連障害は62人(63.2%)であった。また、ケアチームには定期的に児童精神科医を配置したほか、7月24日からは児童相談所職員をチームに加え、子どものこころのケアにも配慮された。

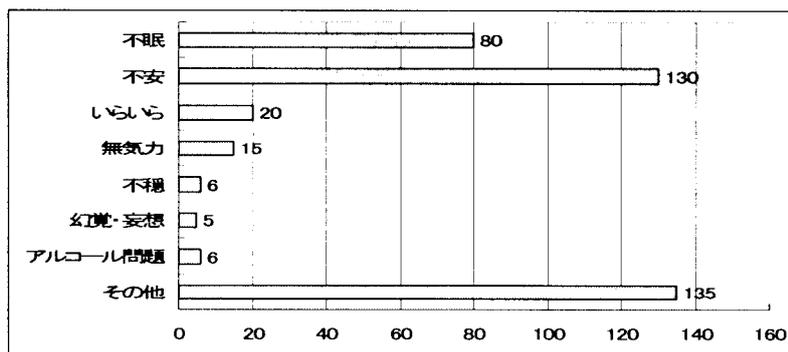
課題として、ケアチームのコーディネーター配置体制及び役割についての検討が必要である。また、子どものこころのケアでは、県教育委員会、市町村教育委員会との情報共有や連携のあり方に課題を残したことから、平時における



(出典)新潟県福祉保健部「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」平成20年1月

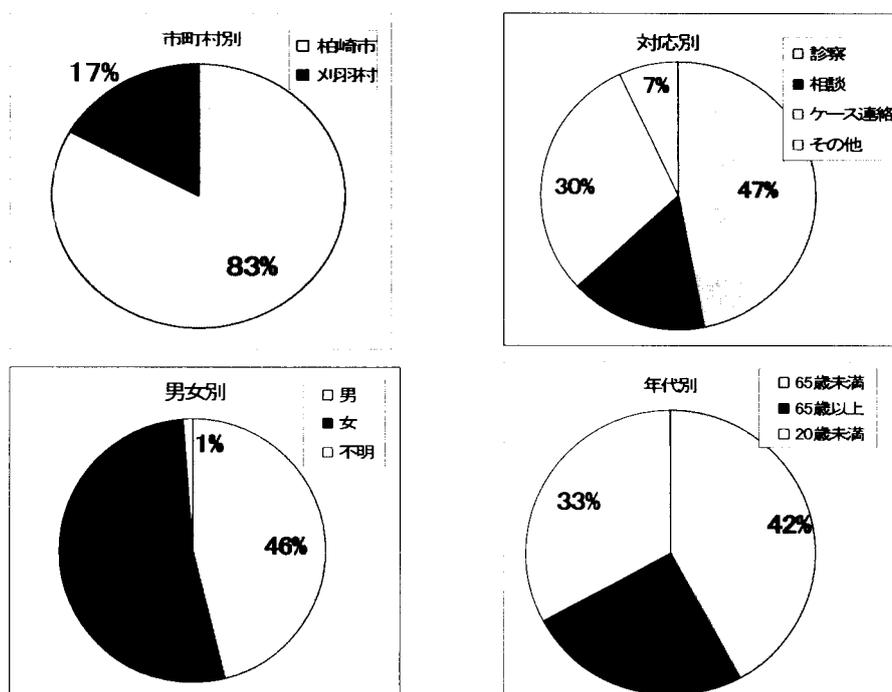
図 6.2.7 中越沖地震・こころのケアチーム対応件数の推移

情報交換と連携が必要であるとされている。



(出典)新潟県福祉保健部「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」平成 20 年 1 月

図 6.2.8 こころのケアチームの活動実績(主訴別:複数回答)



(出典)新潟県福祉保健部「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」平成 20 年 1 月

図 6.2.9 こころのケアチームの活動実績

(10) 手話通訳者の派遣

被災した聴覚障害者を支援するため、平成 19 年 7 月 20 日から 8 月 10 日まで被災市町村（柏崎市）に県登録の手話通訳者を派遣し、安否確認や柏崎市設置の総合相談窓口での相談業務（仮設住宅や被災家屋調査関係等）時の手話通訳が行われた。

中越地震時は、手話通訳者派遣要望のあった市町村に派遣されたが、地震発生から約 2 週間経過しており、派遣期間を通じて、毎日の派遣人数は固定されていた。一方、中越沖地震では、地震発生から 4 日後に派遣が行われた。また、現地の状況に応じて派遣人数の調整が行われた。活動は、柏崎市福祉保健部福祉課を拠点として行われ、派遣された手話通訳者は、柏崎市設置の手話通訳者等と連携し、柏崎市の指示のもとで活動（被災者の安否確認や各種窓口での手話通訳）がなされた。地震発生後の混乱から徐々に落ち着きを取り戻し、柏崎市での手話通訳者派遣が動き出したのを確認したうえで、活動を終了することができたという。なお、派遣した手話通訳者

に報償費、旅費が支給された。具体的な実施内容は、期間別に以下のとおりである。

①7月20日～7月29日まで

- ・家庭や避難所を訪問して安否確認や要望把握を行う。
- ・対応した派遣手話通訳者の人数:のべ26人
- ・訪問件数:のべ121件

②7月30日～8月10日まで

- ・柏崎市の総合相談窓口で来庁者の対応を行う。
- ・対応した派遣手話通訳者の人数:のべ13人
- ・手話通訳が必要な聴覚障害者の来庁はほとんどなかった。

課題として、地震発生の翌日に現地（柏崎市）へ県設置手話通訳者を派遣して状況調査を行ったが、現地でも十分な状況把握がなされていなかったことや、派遣者の日程調整等に時間を要し、7月20日からの派遣となったことから、地震発生直後から現地との連絡調整を十分行うことが重要であるとされている。

(11) 障害者相談支援センター（拠点）

被災した障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者その他の障害者（障害児を含む））を支援するため、障害者相談支援センター（拠点）を立ち上げ、障害者等及びその家族個々のニーズに応じた、きめ細かな相談支援（情報提供、助言、サービス利用の調整等）が行われた。

中越地震時には、魚沼市内に同様の相談支援センター（拠点）が立ち上げられたが、地震発生から2週間以上経過していた。また、主に県職員（相談員）を1日最大3人派遣したが、被災地域が広域であったことから相談員1人の負担が大きくなり、拠点としての機能を十分に発揮できなかったという。一方、中越沖地震時は地震発生の翌々日に相談支援センター（拠点）を立ち上げることができた（地震発生の翌日に現地事前調整・協議のための職員を派遣）。また、県内の相談支援事業所、精神保健福祉士協会から多大な協力を得て、多くの相談支援専門員等を派遣することができ（1日最大11人）、被害の大きい地域が比較的限定されていたこともあり、初期の状況確認から一元的に相談支援活動を展開することができたという。活動は、茨内地域生活支援センター（柏崎市茨目）が障害者相談支援センター（拠点）と位置付けられるとともに、こころのケアチームの活動拠点（駐在施設）とされ、一体的実施が図られた。また、他の拠点として、同センター及び障がい児(者)生活支援センターふくし・ぱーとなー（柏崎市東本町1丁目）に、県内の相談支援事業者等の協力を得て、相談支援専門員等が増配置された（相談支援事業者等から派遣）。さらに、障がい児(者)生活支援センターふくし・ぱーとなーは、8月12日まで柏崎市役所を拠点として活動していた。

※茨内地域生活支援センター、「障がい児(者)生活支援センターふくし・ぱーとなー」は障害者自立支援法に基づく相談支援事業所。茨内地域生活支援センターは障害者地域生活支援センター（県委託事業）でもある。

また、相談支援専門員等の集中的な派遣、柏崎市・刈羽村との連携（要援護障害者名簿の提供）により、要援護障害者1,748人の状況確認とニーズ把握をほぼ1週間で完了することができた。さらに、相談（活動）件数がのべ3,160件に及び、のべ258人の相談支援専門員等から協力があつた。また、現地協議に基づき、状況に応じて随時実施体制（派遣体制）を見直し、状況に応じた相談支援活動を展開することができ、終結に向け最終スクリーニングを実施し、地域の相談支援事業所及び市町村等への引継ぎを確実に行った上で、活動を終了することができたという。

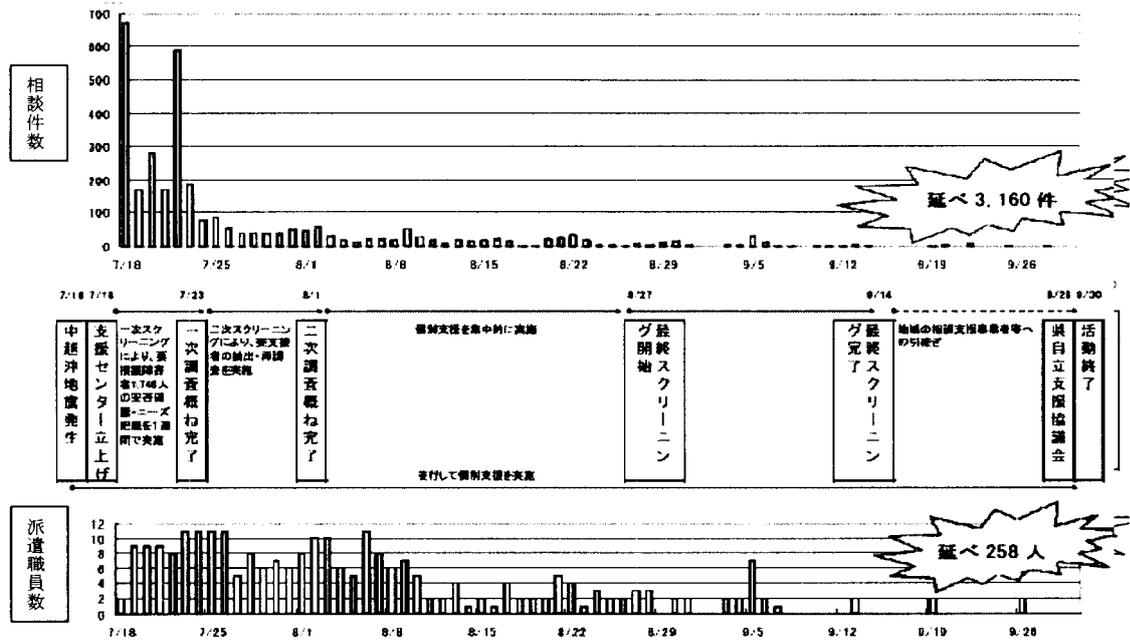


図 6.2.10 相談件数及び派遣職員数の実績

表 6.2.10 障害者相談支援センター(拠点)活動実績

1 相談件数

相談方法 障害種別	電話	来所	訪問相談			計	発達障害 再掲
			自宅	避難所	その他		
障害児	16	1	11	5	0	33	10
知的障害者	675	9	164	26	11	885	37
身体障害者	574	11	178	16	7	786	1
精神障害者	908	146	281	31	10	1,376	3
発達障害者	0	3	0	0	0	3	3
その他	29	0	6	41	1	77	40
計	2,202	170	640	119	29	3,160	94

2 相談支援の内容別件数 (複数計上)

相談支援内容	対応状況	件数	内訳		
			相談及び 情報提供	継続 援助	他機関紹 介その他
状況把握		3,447	2,934	499	14
居宅介護、日中一時支援、短期入所等の利用援助		7	4	3	0
障害児者福祉施設などの利用援助		7	5	2	0
市町村、医療機関等、関係機関との連絡調整		367	204	156	7
カウンセリング(傾聴を含む)		542	304	238	0
その他、個別の生活ニーズに応じた相談支援等		358	202	148	8
計		4,728	3,653	1,046	29

(出典)新潟県福祉保健部「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」平成 20 年1月

なお、相談支援専門員等を派遣する相談支援事業者に対しては、旅費相当額を費用弁償し、茨内地域生活支援センター等に対しては、通常の相談支援事業の枠を超えて行う土日の相談、連絡調整等のコーディネート等に係る費用が支弁された。

課題として、要援護障害者の範囲の見直しとして、単に「重度」といった区分けではなく、家

族状況等も含め支援の必要度に応じた台帳の事前作成が必要であり、さらに、発達障害者の台帳作成も必要である。また、障害者相談支援センターにおける一次調査（安否確認、ニーズ把握）後に、保健師等による全戸ニーズ調査が実施されたが、その結果が障害者相談支援センターに届かなかった（保健部門から福祉部門へ情報が提供されなかった）という。これら関連する活動の連携について、十分に留意する必要があるとされている。

(12) 障害者の緊急入所

身体障害者、知的障害者、精神障害者（障害児を含む）を対象に、7月16日から被災障害者等が事業所（施設）に、緊急に受け入れられた（短期入所）。新潟県では、緊急の受け入れが可能な事業所（施設）等について、県のホームページ等により情報提供を行った。

中越地震時は、情報提供の開始は地震発生から4日後（10/27）であったのに対し、中越沖地震時は緊急の受け入れが可能な事業所（施設）を照会し、地震発生当日から県のホームページで情報提供が行われた。受入実績についても、7月18日から情報提供され、その後随時更新している（障害者等に対しては、必要により障害者相談支援センター（拠点）等を通じて直接情報提供）。この結果、事業所（施設）の積極的な協力により、最大288人分の受入体制を準備することができたという（協力施設は82施設）。さらに、障害者自立支援法の施行に伴い、3障害一体的に受入体制を準備することができた。

なお、緊急入所に要する費用は、市町村が障害者自立支援法の介護給付費（短期入所サービス費）として支弁されている。また、県は介護給付費に係る負担金を市町村に支弁している（国1/2、県1/4、市町村1/4）。

表 6.2.11 障害者緊急受入の実績（中越地震との比較）

	中越地震		中越沖地震	
	施設数	人数	施設数	人数
肢体不自由児施設	1	2		
肢体不自由者更正施設	1	1		
身体障害者療護施設	4	18	3	6
知的障害者総合援護施設	1	48		
知的障害者更正施設	4	36	2	9
重症心身障害児施設	1	16	1	9
指定医療機関	1	2	1	6
精神障害者生活訓練施設			1	7
計	13	123	8	37

（出典）新潟県福祉保健部「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」平成20年1月

課題として、多くの障害者を受け入れたものの、短期入所事業者の指定を受けていなかったことから、費用について施設又は利用者の負担とならざるを得なかった精神障害関係施設があった。このことから、入所施設の短期入所事業者指定をさらに促進する必要があるとしている。

(13) 障害福祉施設等への支援（身体障害者関係）

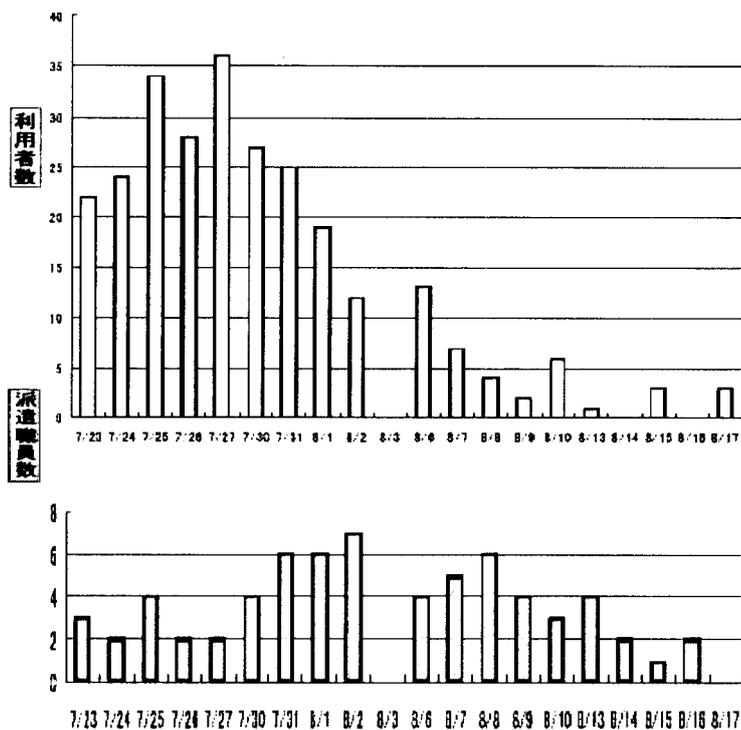
平成19年7月23日から8月17日までの間、新潟県身体障害者施設協議会及び新潟県介護福祉士会が、在宅重度身体障害者の入浴サービス支援のため職員（会員）を派遣した。また、県においては、現地との連絡、団体への依頼等のコーディネートを実施した。

中越地震時は障害者に対する入浴サービスの実施は特になかったが、中越沖地震時は関係機関

の連携協力により、入浴サービスを実施する柏崎市元気館からの職員派遣調整の要請を受け、新潟県身体障害者施設協議会及び新潟県介護福祉士会に職員（会員）の派遣を依頼した。また、状況に応じて、随時派遣人数の調整等が行われた。このような関係機関の連携協力により、被災地のニーズに基づいたサービスを迅速に開始することができた（柏崎市元気館でサービスの開始を検討した当日に関係機関の調整が完了し、翌々日からサービス提供を開始している）という。派遣施設数は12施設、派遣職員数はのべ67人、利用者数はのべ266人である。なお、給湯は自衛隊が実施している。その後、ライフラインの復旧に伴い通常のサービスが再開され、入浴サービスについては終了した。また、障害者相談支援センター（拠点）が早期に立ち上がっており、障害者ニーズ把握を速やかに把握することができたという。

職員（会員）の派遣費用については、新潟県身体障害者施設協議会の会員施設、新潟県介護福祉士会の会員の負担によっている。

課題として、柏崎市においては障害者の生活介護を行っている施設があったが、同様の施設がない場合にどのようにサービスを提供できるか、また、身体障害者優先でサービス提供が行われたが、知的障害者等でも、入浴に介助が必要である等、通常の自衛隊による入浴サービスの利用が困難な方も多いため、対象者を限定しないような配慮等も必要であるとされている。



(出典)新潟県福祉保健部「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」平成20年1月

図 6.2.11 利用者数と派遣職員数の実績

(14) 障害福祉施設等への支援（知的障害者関係）

新潟県知的障害者福祉協会が、柏崎市内の障害福祉施設等に利用者支援のため、平成19年7月19日から8月19日まで職員を派遣し、新潟県は、現地との連絡、団体への依頼等のコーディネートを実施した。

中越地震時は、被災施設への職員派遣開始は地震発生の約2週間後であったのに対し、中越沖地震時は地震発生当日にコロニーにいがた白岩の里が現地を確認し、被災施設への職員派遣を地

震発生から3日後から本格的に開始した。また、関係機関の連携協力により、被災地のニーズに基づいたサービス（障害児の日中一時支援サービス）を開始（拡充）することができたという。（夏休み期間に入ったことから障害児の日中預かりのニーズが高まっていた（障害者相談支援センター（拠点）が早期に立ち上がっており、ニーズを速やかに把握することができた）。

具体的には、柏崎市内の障害福祉施設等からの職員派遣調整の要請を受け、新潟県知的障害者福祉協会に職員の派遣を依頼した。また、状況に応じて、随時派遣人数の調整等を行った。これにより、新潟県知的障害者福祉協会からの職員派遣に先立ち、コロニーにいがた白岩の里において、飲料水や食料の提供等の支援が実施された。また、17日に松波の里、松風の里、たいよう作業センター、さざなみ学園に職員9人が派遣された。派遣施設数は合計で26施設である。なお、知的障害者福祉協会の理解により、会員以外の施設に対しても支援が行われた。さらに、関係機関の連携協力により、被災地のニーズに基づいたサービス（障害児の日中一時支援サービス）を開始（拡充）することができた（職員派遣体制の整備により、さざなみ学園において障害児の日中一時支援サービスの受入れを拡充）という。

なお、職員の派遣費用については、新潟県知的障害者福祉協会の会員施設の負担による。

表 6.2.12 派遣職員数の実績

期日	施設等名	種別	派遣職員数(のべ)	備考
7月19日～7月24日	松波の里	知的障害者更生施設	31人	
	松風の里	知的障害者更生施設		
	たいよう作業センター	知的障害者通所授産施設		
7月25日～8月3日	トライネット	障害福祉サービス事業所	19人	
7月25日～8月3日	松風の里	知的障害者更生施設	19人	
8月6日	さざなみ学園	知的障害児施設	1人	在宅障害児の日中一時支援のため
8月13日～8月19日	松風の里	知的障害者更生施設	14人	
		計	84人	

(出典)新潟県福祉保健部「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」平成20年1月

知的障害者福祉協会の理解により会員以外の施設に対しても支援が行われたが、障害者自立支援法の施行に伴い、3障害のサービスの統合、社会福祉法人以外の事業者の参入が進んでおり、事業者間ネットワークの強化・再構築（事業者の組織化）が課題となっている。そのためにも、被災施設の支援のためには関係施設からの職員派遣が不可欠である。また、在宅の身体障害者に対して入浴サービスが実施されたが、知的障害者等でも、通常の自衛隊による入浴サービスの利用が困難な方も多いことから、在宅の知的障害者等に対しても入浴サービスを実施できるような支援を検討することが必要であるとしている。

(15) 看護職の派遣状況

新潟県中越沖地震においては、発災後から被災者の健康管理、健康相談等のため、看護職の派遣と活動が行われた。派遣された看護職は新潟県内でのべ1,511人、新潟県外（各公共団体・厚生労働省・日本看護協会）から、のべ4,175人の計5,686人にのぼった。これは、新潟県中越地震の約2倍となっている。

看護職の活動内容としては、①避難所における救護活動、②避難所における健康管理、③生活不活発病予防・エコノミー症候群予防喚起、④健康福祉ニーズ調査、⑤調査・相談後の要支援者への継続支援、⑥要援護者への訪問、⑦被災市町村職員の健康相談・検診等、⑧派遣看護職活動

報告会への参加、があった。さらに、発災1か月以降になると、⑨仮設住宅対策（全戸訪問・集会施設での健康相談）や、⑩各地域における災害保健計画の作成及び実施等、⑪地区役員・他関係者との交流、といった復興に関わる活動も行った。

表 6.2.13 看護職及び保健師の派遣状況

	所属	地方公共団体・施設数	派遣期間	のべ日数	のべ人数	計
新潟県外	厚生労働省 (保健指導室)	—	7/17～7/25	9	9	4,175
	県外保健師	110 地方公共団体 (46 都道府県 64 市)	7/18～9/7	51	3,538	
	日本看護協会	25	7/20～8/11	23	628	
新潟県内	新潟県看護協会	31	7/18～8/25	39	195	1,511
	県立病院	13	7/18～8/20	29	170	
	市町村保健師	30	7/18～8/17	31	710	
	県保健師	—	7/16～8/31	45	436	
合計			7/16～9/7	51	5,686	

看護職派遣の課題として、派遣要請数の判断と現地活動の調整、派遣要請期間、人数、時期別業務内容等、派遣要請方針の明確化があげられる。また、看護ボランティアの要請については、応急救護、福祉避難所や高齢者介護、福祉施設など施設内看護技術を生かせる活動への従事など、公共団体保健師との機能分担の明確化と介護福祉施設等との連携が必要である。

6.3 被災者の健康管理及び2次的健康被害予防のための保健師等による活動

本6.3節では、主に平成19年度地域保健総合推進事業「地震災害時における効果的な保健活動の支援体制のあり方に関する検討会報告書」2008年3月を参考に、とりまとめた。

6.3.1 保健師の活動状況

(1) 一般避難所及び福祉避難所における健康相談等実施状況（保健師以外の看護職も含む）

7月18日～8月31日までの45日間、柏崎市と刈羽村の一般避難所及び福祉避難所において、保健師や看護師が常時滞在あるいは巡回によって、被災者の健康相談等を行った。この間の避難者人数は、のべ49,419人であり、このうち、何らかの相談を行った人（有訴者）は、のべ19,004人であり、内訳は以下のとおりだった。

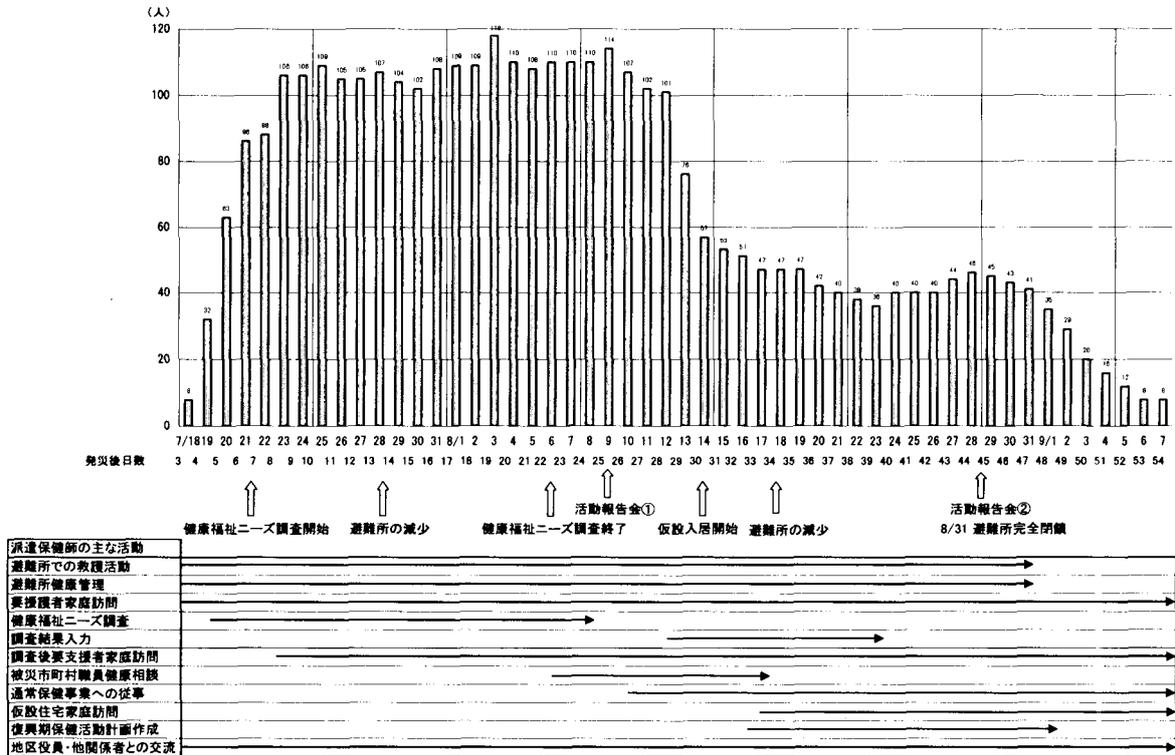
(有訴の内訳)	
・高齢者	9,607 (50.6%)
・生活習慣	3,832 (20.2%)
・精神	850 (4.5%)
・乳幼児	477 (2.5%)
・心身障害	322 (1.7%)
・感染症	216 (1.1%)
・その他	3,700 (19.5%)

(出典)新潟県福祉保健部「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」平成20年1月

(2) 派遣保健師等による保健活動の実際

県外派遣保健師は、支援従事看護職員総のべ人数5,686人のうち、3,538人と約62%を占め、柏崎市と刈羽村への支援として、一般避難所における健康管理、健康福祉ニーズ調査、配置避難所周辺地域の要支援者の家庭訪問、市町村保健事業支援、被災市町村職員の健康相談、仮設住宅

入居者の家庭訪問、その他の多岐にわたる被災地保健活動に従事した（図 6.3.1）。



(出典)「地震災害時における効果的な保健活動の支援体制のあり方に関する検討会報告書」2008年3月

図 6.3.1 新潟県中越地震に係る県外派遣保健師数と時期別活動状況

フェーズ毎の活動の実際は、次のとおりである。

①フェーズ0～1（発災～2日目まで）

この時期の派遣保健師の活動は避難所配置が主であり、打撲・切り傷などの応急救護をはじめ、断水により不衛生になっている手洗い場・トイレ等の衛生管理、また、柏崎市では福祉避難所が未設置だったため、高齢者の移動・排泄介助なども対応した。さらに長期化する避難生活に備え、生活リズムづくりや集団生活のルールづくりの支援も行った。不安への対応、感染症・食中毒予防、熱中症・脱水症予防、エコノミッククラス症候群予防、食事摂取量の管理など、予防を含めた種々の健康課題へ早期から対応した。これらの派遣保健師による活動の調整のため、柏崎保健所が柏崎市との協力体制により、避難所における健康管理を調整・総括するための定期的な情報交換の場として、避難所ミーティングを定期的実施する体制を作った。

②フェーズ2（発災3日目～4週間（8/12）まで）

避難者数の多い避難所には、保健師や看護師を常駐配置した。日中、仕事や自宅の片付けなどで避難者が数十人と少なくなった避難所は巡回体制とした。しかし見守りが必要な要支援者が多く避難している避難所では保健師の常駐配置を継続した。

また、一般避難所での避難生活が困難な虚弱高齢者・妊産婦・乳幼児などに対して健康状態の確認をし、緊急避難体制が整った柏崎市の福祉避難所や旅館等への移動勧奨を行った。心のケア、食事・栄養指導、口腔ケア、運動指導、子どもの保育などに係る各分野に専門職が派遣され、保健師はそれらの支援が必要な避難者を各専門職につなぐ役割を発揮し、避難所周辺地

域の巡回、区長等地域から依頼を受けた要援護者、独居・高齢者世帯等への家庭訪問等にも従事した。

③フェーズ3（発災後4週間目（8/13）～派遣終了まで）

派遣保健師活動が第1陣から第2陣に移行するにあたり、復旧・復興期への移行時期であること、同一地方公共団体でもチーム交替する地方公共団体が多い時期であること、派遣保健師と被災地保健師間で現状や課題の共有化が不十分であったこと等により、今までの活動の振り返りと共有、今後の活動方針を整理する機会とするため、災害活動報告会を計画した。

報告会では、派遣保健師からの活動報告をもとに、被災保健活動状況、健康課題、今後の活動などについて活発な意見交換がなされ現状を共有できた。この時期以降は、復旧・復興対策期へ向けて被災地地方公共団体保健部門の地区担当保健師や地域包括支援センターの保健師との連携活動のために、派遣保健師も地区別配置とした。そして避難所中心の活動から、地域に向けた活動と、仮設住宅入居者支援へと活動の主体を転換し、仮設住宅入居者の家庭訪問、地区担当保健師と連携した地域の要援護者世帯に対する家庭訪問、集会場などを利用した健康相談、通常の保健事業への協力など、多岐にわたる活動に支援を得た。

6.3.2 保健師派遣調整に関する対応状況

地震当日、厚生労働省健康局総務課保健指導室（以下、保健指導室という）は、社会・援護局総務課災害救助・救援対策室が新潟県から県外保健師の派遣要請について相談を受け、広域派遣要請の必要性についても協議し、その結果新潟県の依頼によって広域派遣調整を担った。保健指導室は依頼を受けた後、直ちに都道府県及び保健所設置市に対して、保健師派遣の可否についての照会及び情報収集を行い、新潟県に派遣可能な地方公共団体の情報を提供するとともに、混乱が落ち着くまで保健指導室において派遣調整と情報収集を実施し、当面の保健師派遣計画等への助言も行った。これらの対応により、発災3日後から現地で派遣保健師による災害時保健活動が可能となり、被災による2次的健康被害も最小限にすることができた。

さらに派遣調整の協力及び助言のため、保健指導室職員を発災2日後から新潟県本庁へ派遣し、広域からの派遣保健師の調整や活動計画等への指導・助言を行った。

また、混乱する状況の中で十分な災害時保健活動計画を立てにくいため、派遣要請数や中長期計画などの指導・助言のために、スーパーバイザーの導入を提案し、保健指導室から現地保健所へも派遣をした。一方、派遣側地方公共団体に対しては、保健指導室メーリングリスト^{1*}を活用して、現地の状況、保健師の活動状況、活動時に必要となる2次的健康被害（熱中症、エコノミ一症候群、生活不活発病等）の予防啓発に用いる資料等の情報提供を行った。

6.3.3 派遣調整に関する課題

(1) 派遣要請エリア

被災地への応援は、県内及び近隣から調整しようとしたが、準備等の関係で、派遣準備がすでにできていた遠方の地方公共団体が早期に現地入りする事例があった。本来であれば被災地の県

^{1*} 保健指導室から都道府県及び保健所設置市(23区含む)の保健師統括部署等へ配信している情報提供のメール。毎月1日を定期配信とし、必要時に臨時配信を行う。

内応援でまず対応し、それらが困難であれば近県や「災害時相互応援協力協定」を締結しているところから現地入りするのが妥当ではないかと考えるが、各地方公共団体で災害時の準備体制や「災害時相互応援協力協定」の認識には差があるため、今後の課題である。

(2) 派遣要請の考え方の整理

被災地からの派遣調整の協力要請に基づき、保健指導室は各地方公共団体に対し、保健師派遣の可否についての照会や調整協力を行ったものであるが、派遣側地方公共団体の多くは、国からの派遣要請と捉えていた。本来、地方公共団体の職員派遣については、地方自治法第252条の17の規定に基づくものとなるため、地方公共団体職員の派遣に関する手続き等の原則について明確にしておく必要がある。

なお、保健指導室では、どの地方公共団体も被災地となる可能性があるため、被災地となった場合に初動の遅れがなく、被災者への対応がスムーズに行えるように「地震災害時における効果的な保健活動の支援体制のあり方に関する検討会」をもち、「地震災害発生時における派遣保健師の受け入れ指針」（各地方公共団体へ配布）を作成した。

第7章 ボランティアによる支援

7.1 ボランティアセンターの概要

7.1.1 ボランティアセンター開設の経緯

新潟県下では、平成16年の新潟県中越地震以降、ボランティアのネットワークができていた。「災害ボランティア活動促進条例」(平成18年3月30日)に基づき、災害ボランティアによる被災者支援の活動が円滑に行われるよう、災害救援ボランティア本部の設置や平常時の団体間の連携などを行う「新潟県災害ボランティア活動連絡協議会」が設置されていた。構成メンバーは、以下のとおりであり、災害時活動に備えて、新潟県災害ボランティア基金も用意されていた。

新潟県災害ボランティア活動連絡協議会:

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会、日本赤十字社新潟県支部、社会福祉法人新潟県共同募金会、社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会、社会福祉法人長岡市社会福祉協議会、新潟NPO協会、新潟県災害救援機構、にいがた災害ボランティアネットワーク、中越復興市民会議、新潟県市長会、新潟県(福祉保健課、防災局危機管理防災課、県民生活課) 計11団体

地震発生当日7月16日の動きとしては、地震発生後、新潟県災害ボランティア活動連絡協議会メンバー間で災害ボランティアセンターの開設が確認され、柏崎市社会福祉協議会では、地震発生後11時に、柏崎市災害ボランティアセンターを開設した。また、新潟県社会福祉協議会(新潟市)では新潟県災害救援ボランティア本部を設置し、被災地及び県内市町村社協等の状況把握を行うとともに、先遣隊2名を15時30分に被災地に派遣した。県社協先遣隊は、海岸線沿いに南下し、出雲崎町では被害が少なく、ボランティアセンター開設等の必要性は低いと判断、刈羽村では被害がひどく、ボランティアセンターの開設及び人的派遣の必要性が高いと県本部に報告した。

夜20時半頃、柏崎市社協に、社協職員及びボランティア活動連絡協議会の主要メンバーが集まって会合を開き、刈羽村ボランティアセンターの立ち上げと各ボランティアセンター運営メンバーの役割分担、連絡協議会構成団体が備蓄してあった資機材リストから必要な物の搬出要請等が行われた。このようにボランティアセンターの立ち上げがきわめてスムーズになされたのは、構成員の災害経験とノウハウ、資器材の備蓄等に加え、主なメンバーが新潟県中越地震以降、顔見知りで、発災直後から携帯電話で被害情報を交換し合うなどの協力関係がとれていたためという。

翌7月17日10時、刈羽村に災害ボランティアセンターが開設された。また、当初被害が少なく、ボランティアセンター立ち上げの必要がないとみられていた出雲崎町にも、災害ボランティアセンターが設置された(7月18日～29日)。さらに、20日に柏崎市西山支所に被害状況を確認しに行ったところ、被害が予想以上にひどく、柏崎市から距離が遠いことから、柏崎市から派遣するより、直接ボランティアセンターを設置した方が良いと判断され、「いきいき館」内に柏崎市災害ボランティアセンター西山支所が開設(7月21日午後1時)された。

7.1.2 各ボランティアセンターの運営状況

表7.1.1に、ボランティアの受入状況(月別)を示す。これによると、7月の約半月間に、1万人を超すボランティアを受け入れており、学校等が夏休みに入っていたこともあって、8月にも1か月間で1万人を超すボランティアを受け入れ、被災者が避難所から仮設住宅への移動がほぼ終わった頃、災害ボランティアセンターは閉鎖されて行っている。また、災害ボランティアセン